（事前公表）

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１６条の２第２項の規定により、次のとおり公表します。

令和８年１０月２３日

１　契約の名称及び数量

小泉県営住宅南側跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

※詳細は別添仕様書のとおり

※敷地内大塚古墳の上部は伐採範囲から除く

※県職員住宅跡地フェンス内は含む

※古墳の擁壁に生えている草木はできるだけ伐採すること

２　契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれかであること

(1)　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

①　障害者支援施設

②　地域活動支援センター

③　障害福祉サービス事業を行う施設

④　小規模作業所

⑤　①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2)　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する次に掲げるいずれかの者

①シルバー人材センター

②シルバー人材センター連合

③①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

３　契約の相手方の決定方法

(1)　上記２の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2)　最低価格となる額を２人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3)　予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4)　(3)によっても決定しない場合には、不調とします。

４　見積書の提出先及び提出期限

(1)　提出先　　奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課

(2)　提出期限　令和８年１１月６日　午後５時１５分

(3)　その他

①　見積書には上記２の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

②　次の場合には当該見積書が無効となりますのでご留意ください。

ア　上記２に該当しない者が提出した見積書

イ　記名押印を欠く見積書

ウ　重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ　価格を加除訂正した見積書

オ　開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

５　契約事務を担当する所属

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課

住所：奈良市登大路３０番地

電話：０７４２－２７－７５３９（ダイヤルイン）

FAX：０７４２－２７－２６８１

6　契約の解除等について

(1)　決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

①　決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

②　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③　決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④　決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤　③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥　この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦　この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2)　契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

　なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

小泉県営住宅南側跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託仕様書

令和８年１０月２３日

●業務名　小泉県営住宅南側跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

●業務内容

小泉県営住宅跡地及び奈良県職員住宅跡地（大塚古墳上部は除く）の除草及び木化したものの伐採作業及び処分を行う。

●履行場所及び回数（図－１）

履行場所及び回数は、次のとおりとする。

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地（大塚古墳上部は除く）

（大和郡山市小泉町 1701、1702、1678-8 の一部）

回数：１回

●見積書の提出

提出期限　令和８年１１月６日（金）　午後５時１５分

見積金額については、処分場における雑草等の処分費用（以下処分費用とする）の単価を明示し、雑草等の処分量（以下処分量とする）を　６００㎏として見積もることとする。見積書作成にあたっては見積書記載例を参照すること。（別途配布）

刈り取った草木は所定の処分場へ運搬処分すること

伐採した草木を処分場へ持ち込む際は、処分場の規定に沿って持ち込むこと。

例：大和郡山市清掃センターへの持込

・木は長さ１ｍ以内

・直径１０㎝以内（１０㎝を超える場合は縦割りに切って規定の大きさにすること）

・持ち込む際は束ねること

・事業系廃棄物１３６円／１０㎏

・事前予約をして許可証が必要

・持込は１日３回（午前１回、午後２回）（許可証の提示が必要）

※①処分場所は指定しません、上記は大和郡山市処分場の例です。

処分費用は精算します。

②大和郡山市清掃センター処分費用と同等かそれより安価であれば、他の処分場への持込も可能

●実施時期

実施時期は、原則次のとおりとし、実施日については、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課長（以下「住宅課」という。）と協議のうえ決定するものとする。

・実施時期は令和８年１１月１６日～令和８年１２月２８日

●完了報告

・作業終了時には、作業前及び作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

なお、写真については、撮影日等が明記されたプレートなどが映り込むようにし、作業前及び作業後の撮影位置や角度等を揃え、作業内容が明瞭となるようにすること。

・処分伝票の提出

●除草及び樹木伐採範囲（図－２、図－３）

上記履行場所敷地内のうち　約　２，２００㎡

詳細は、除草範囲図に示す範囲（図－２）、除草箇所（図－３）

※図１～図３は別途配布します

●除草・伐採方法

上記敷地内の雑草及び木化したものを手刈り又は草刈り機、チェーンソー等を用いて伐採し、草は刈り高５㎝程度の仕上げとする。また、木については、あまり目立たない程度まで切ること。

ただし、敷地フェンス際や隣接家屋との境界等、工作物等の破損の恐れがある所は手刈りとする。

●経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

●禁止行為

①除草剤等薬品の散布

②刈草の焼却

③不良刈刃等の廃品投棄

●安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には、速やかに、住宅課長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等には、近隣等より苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

施工場所は、児童の通学路となっているため、十分注意して作業を行うこと。

大和郡山市小泉町　県営住宅小泉団地（南側）、奈良県職員住宅跡地（大塚古墳含む）除草・伐採面積

	幅		延　長		面　積	
①	１．５ｍ	×	６０ｍ	＝	90	㎡
②	１．５ｍ	×	３０ｍ	＝	45	㎡
③	２．０ｍ	×	３０ｍ	＝	60	㎡
④	１．０ｍ	×	１０ｍ	＝	10	㎡
⑤	１．０ｍ	×	４５ｍ	＝	45	㎡
⑥	２．０ｍ	×	４５ｍ	＝	90	㎡
⑦	１．５ｍ	×	４０ｍ	＝	60	㎡
⑧	１．０ｍ	×	３０ｍ	＝	30	㎡
⑨	１．０ｍ	×	３０ｍ	＝	30	㎡
⑩	１．０ｍ	×	３０ｍ	＝	30	㎡
						㎡
			面積		490	㎡
⑪大和郡山市小泉町１７０１	奈良県職員住宅跡地		面積		500	㎡
⑪　　〃　　１７０２	〃				1,202	㎡
			除草面積	≠	2,200	㎡

地理院地図
GSI Maps

図－1

国土地理院発行の地図を複製

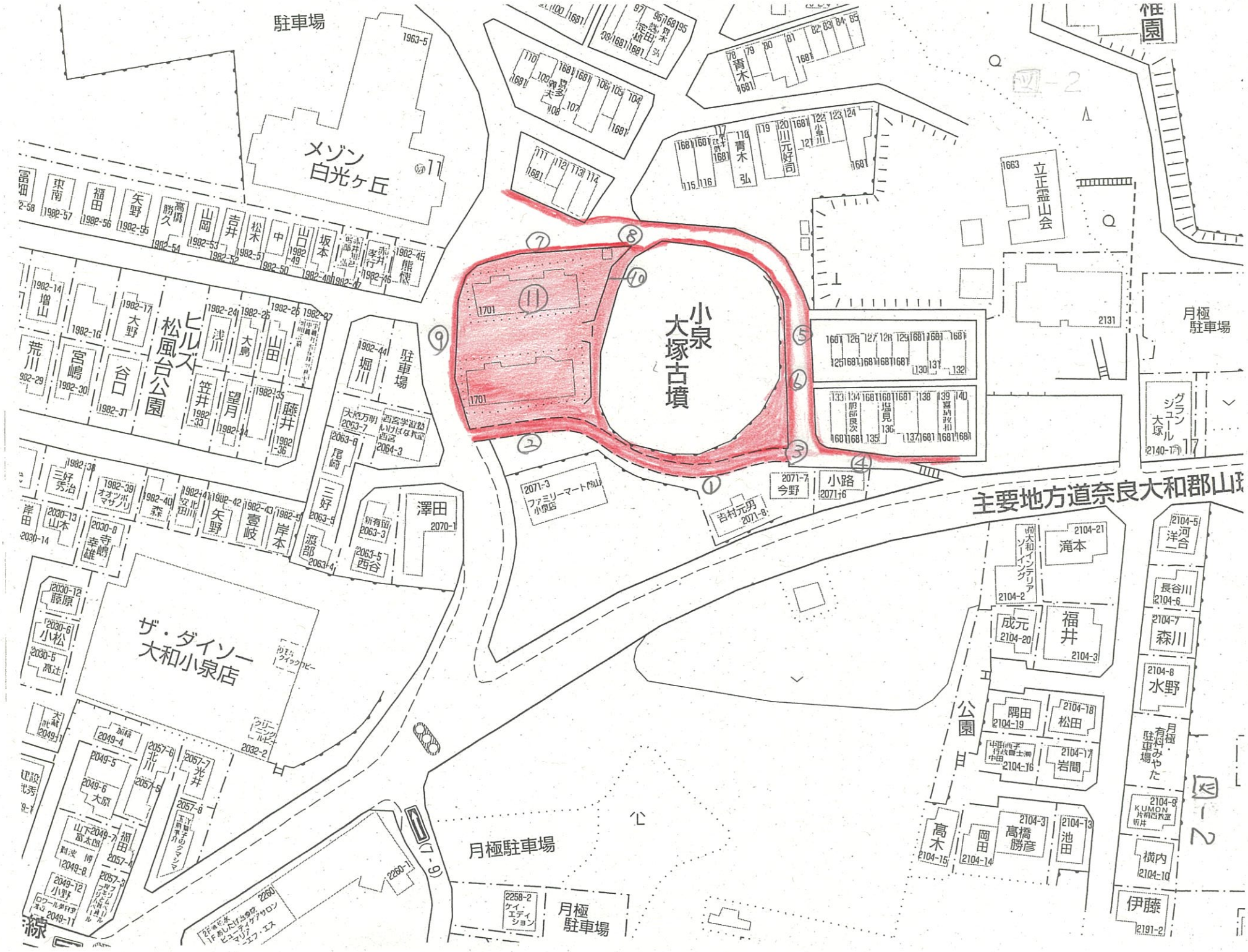

駐車場
メゾン
白光ヶ丘
ヒルズ
松風台公園
小泉
大塚古墳
立正霊山会
月極
駐車場
主要地方道奈良大和郡山
ザ・ダイソー
大和小泉店
月極駐車場
月極
駐車場
公園

図－3

写真説明欄 No.1

(1)(2)

写真説明欄 No.2

①②

写真説明欄 No.3

①②

写真説明欄 No.4

③

写真説明欄 No.5

②

写真説明欄 No.6

④

写真説明欄 No.7

⑤⑥

写真説明欄 No.8

⑤⑥

写真説明欄 No.9

⑧

写真説明欄 No.10

⑤⑥

写真説明欄 No.11

⑧

写真説明欄 No.12

⑧

写真説明欄 No.13

⑩

写真説明欄 No.14

⑦

写真説明欄 No.15

⑨

写真説明欄 No.16

⑨

写真説明欄 No.17

⑩

古墳除く

職員住宅跡地

写真説明欄 No.18

写真説明欄 No19